

2022年6月30日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 吉田憲一郎  
(コード番号 6758 東証 プライム)  
問い合わせ先 財務部 IR グループ  
(TEL : 03-6748-2111 (代表))

## 譲渡制限付株式ユニット (RSU) による事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式ユニット (RSU) による事後交付型株式報酬制度 (以下、「本制度」という。) の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、ソニーグループの業績と本制度の対象者 (以下、「対象者」という。) の受ける利益とを連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以ってソニーグループの業績を向上させることを目的として、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対して、本制度を導入することといたしました。

現在、当社グループでは、当社及び当社子会社の役員及び従業員を対象とした株式報酬制度として、新株予約権を用いたストック・オプション、譲渡制限付株式又はその両方を付与していますが、今後、当社はこれらの一部を本制度へ移行することを検討します。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役 (社外取締役を含みます。)、上級役員 (執行役を含みます。)、執行役員、その他の役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役 (社外取締役を含みます。)、執行役員、その他の役員及び従業員です。

##### (2) RSU の概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の譲渡制限付株式ユニット (RSU) を事前に支給し、対象者が当社の予め定める期間において、当社及び当社の関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいう。) の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にあること等一定の方法により権利確定した場合、当該ユニット数と同数 (以下、「本交付株式数」という。) の当社の普通株式 (以下、「当社株式」という。) を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割 (株式無償割当てを含む。) によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて本交付株式数を調整します。

##### (3) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、当社が定めた時期に、当社又は当社子会社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権 (なお、当社は、当社子会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該子会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。) の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株発行又は自己株式処分によって、本交付株式数の当社株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ、関連する法令により認められる範囲で決定する額とします。

(4) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、合理的に定める数の当社株式、金銭又は組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。

以上